

防犯灯設置・取替補助金交付要綱

昭和58年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の交通安全と防犯上必要な公共街路灯（以下「防犯灯」という。）を普及するため、自治会（町内会を含む。）及び地域自治会連合会（以下「自治会等」という。）に交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(防犯灯の定義)

第2条 この要綱において補助対象となる防犯灯とは、次の各号のいずれにも該当する照明設備をいう。

- (1) 自治会等が設置し、かつ、電気料金を負担し維持管理するもの。
- (2) 道路を照明する目的で、電柱、電話柱、小柱、軒先等適切な箇所に取り付けられたLEDを光源とした電灯で、終夜点灯するもの。ただし、既存の適切な設置箇所がない場合には、新たに防犯灯用の支柱（以下「灯柱」という。）を設置し、これに取り付けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する照明設備については、補助対象としないものとする。

- (1) 商店街振興を目的とするもの
- (2) 公共用地、寺社の境内、建物の出入口等の照明を目的とするもの
- (3) 広告物、看板、案内板等の照明を目的とするもの

(補助単価の基準及び補助金の額)

第3条 設置費に係る補助単価の補助率及び限度額は、次のとおりとする。

(1) 新たに設置する場合

ア LED防犯灯

1灯につき 補助率60%以内 限度額21,000円

イ 灯柱

1本につき 補助率50%以内 限度額32,000円

(2) 既に設置している防犯灯を取り替える場合（管球等の交換を除く。）

ア LED防犯灯

1灯につき 補助率60%以内 限度額16,000円

2 前項の規定にかかわらず、LED防犯灯を設置する場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときにおける設置費に係る補助単価の補助率及び限度額は、同項第1号ア中「60%以内」とあるのは「80%以内」と、「21,000円」とあるのは「28,000円」と、同号イ中「50%以内」とあるのは、「70%以内」と、「32,000円」とあるのは「45,000円」とする。

- (1) 防犯灯を設置する場所からおおむね50メートル以内に、防犯灯その他の道路照明及び住居がなく防犯上必要な場所であること。
- (2) 小学校又は中学校の通学路で必要と認められること。
- (3) 設置予定箇所に隣接する農地等について、照明による影響が生じるおそれがあると認められるときは、農地等の所有者又は管理者の同意が得られていること。

3 補助金の額の算出については、補助金交付申請書ごとに行うものとし、この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 自治会等が前条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、防犯灯設置・取替補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 電力会社へ提出する電気使用申込書の写し
- (2) 新たに設置する場合
取付場所の地図
- (3) 既に設置している防犯灯を取り替える場合(管球等の交換を除く。)
取付場所の地図及び電力会社発行の取付場所一覧表の写し
- (4) 工事後の写真
- (5) 領収書又は請求書

2 自治会等が前条第2項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、防犯灯設置補助金交付申請書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 電力会社へ提出する電気使用申込書の写し
- (2) 取付場所の地図
- (3) 工事後の写真
- (4) 領収書又は請求書

3 自治会等が概算払により、前条第1項又は第2項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、防犯灯設置・取替補助金交付申請書（第1号様式）又は防犯灯設置補助金交付申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者が発行する見積書（灯数及び設置・取替が明示されたもの）
- (2) 新たに設置する場合
取付場所の地図
- (3) 既に設置している防犯灯を取り替える場合（管球等の交換を除く。）

取付場所の地図及び電力会社発行の取付場所一覧表の写し

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防犯灯設置・取替補助金交付決定通知書（第3号様式）により、自治会等に対しその旨を通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第6条 補助金の交付決定を受けた自治会等は、事業計画に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、防犯灯設置・取替補助事業（変更・中止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出して承認を受けなければならない。この場合において、事業計画の内容の変更にあつては、変更後の取付場所の地図及び事業者が発行する見積書（灯数及び設置・取替が明示されたもの）を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、変更が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防犯灯設置・取替補助金変更交付決定通知書（第3号様式）によりその旨を通知する。

（実績報告）

第7条 第5条及び前条第2項による通知を受けた自治会等は、当該補助事業に係る工事が完了したときは、速やかに防犯灯設置・取替補助事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4条第1項又は第2項の規定による交付の申請をしたものについては、報告書の提出は不要とする。

(1) 電力会社へ提出する電気使用申込書の写し

(2) 工事後の写真

(3) 領収書

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告書を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防犯灯設置・取替補助金確定通知書（第6号様式）により自治会等に対し通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 自治会等は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 自治会等は、前項に規定する概算払を受けようとするときは、防犯灯設置・取替補助金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する概算払を受けた自治会等は、第8条の規定により通知を受けたときは、補助金を速やかに精算しなければならない。

4 市長は、第8条の規定による補助金の額が確定した場合において、概算払によりその額を超える補助金が既に交付されているときは、補助金返還命令書（第9号様式）により、自治会等に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第11条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部

若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 補助金を受けることについて不正な行為があったとき

(3) その他補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき

2 市長は、前項において、既に交付されている補助金の返還が必要なときは、補助金返還命令書（第9号様式）により、自治会等に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年3月31日までの間に防犯灯を新たに設置する場合及び既に設

置している防犯灯を取り替える場合（管球等の交換を除く。）（以下「設置等」という。）については、平成23年7月1日改正の要綱（以下「従前の要綱」という。）に基づき申請することができるものとする。

- 3 平成25年4月1日から5月31日までの間に防犯灯の設置等を行う場合については、工事後の写真を添付することによって従前の要綱に基づく申請書を使用することができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

防犯灯設置・取替補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

自治会等名
代表者住所
氏名
（電話番号）

下記のとおり防犯灯を設置・取替したので、防犯灯設置・取替補助金交付要綱第4条第1項に基づく補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額（1,000円未満切り捨て） _____ 円
設置・取替灯数等

項目		数量	補助対象経費
設置	防犯灯	灯	円
	灯柱	本	円
取替	防犯灯	灯	円
合計			円

- 2 設置・取替理由 _____

3 添付書類

（共通）

- 取付場所の地図（新たに設置する場合）
 電力会社発行の取付場所一覧表の写し（防犯灯を取り替える場合）

（完了後申請の場合）

- 電気使用申込書の写し
 工事後の写真
 領収書又は請求書

（概算払の場合）

- 事業者が発行する見積書（灯数及び設置・取替を明示）

4 取扱工事店名

※ 担当課使用欄

補助金額 _____ 円

第2号様式（第4条関係）

防犯灯設置補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

自治会等名
代表者住所
氏名
（電話番号）

下記のとおり防犯灯を設置したので、防犯灯設置・取替補助金交付要綱第4条第 項に基づく補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額（1,000円未満切り捨て） _____ 円

設置灯数等

項目		数量	補助対象経費
設置	防犯灯	灯	円
	灯柱	本	円
合計			円

2 設置理由 _____

3 設置基準（該当する箇所の□にレを記入してください。）

- 防犯灯を設置する場所からおおむね50メートル以内に、防犯灯その他の道路照明及び住居がなく防犯上必要な場所であること。
- 小学校又は中学校の通学路で必要と認められること。
- 設置予定箇所に隣接する農地等について、照明による影響が生じるおそれがあると認められるときは、農地等の所有者又は管理者の同意が得られていること。

4 添付書類

- 取付場所の地図（新たに設置する場合）

（完了後申請の場合）

- 電気使用申込書の写し
- 工事後の写真
- 領収書又は請求書

（概算払の場合）

- 事業者が発行する見積書（灯数及び設置・取替を明示）

5 取扱工事店名

※ 担当課使用欄

補助金額 _____ 円

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

印

防犯灯設置・取替補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防犯灯設置・取替補助金について、下記のとおり補助金額の（変更）交付を決定しましたので、防犯灯設置・取替補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- | | |
|--------|-------------|
| 1 補助金額 | 円 |
| 2 設置灯数 | 灯（第3条第 項関係） |
| | 灯（第3条第 項関係） |
| 灯柱設置本数 | 本（第3条第 項関係） |
| 〃 | 本（第3条第 項関係） |
| 取替灯数 | 灯 |

第4号様式（第6条関係）

防犯灯設置・取替補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

自治会等名
代表者住所
氏名

年 月 日付防 第 号で交付決定の通知があった防犯灯設置・取替補助金について、下記のとおり（変更・中止）したいので、防犯灯設置・取替補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更する理由
- 3 交付決定済額 円
- 4 変更後交付申請額 円
（事業費合計 円）
- 5 補助金増減額 円
減額の場合はマイナス（-）を記入してください。
- 6 添付書類
（1）変更後の取付場所の地図
（2）事業者が発行する見積書（灯数及び設置・取替が明示されたもの）
（3）その他市長が必要と認める書類
- 7 取扱工事店名

※ 担当課使用欄

補助金額 _____ 円

第5号様式（第7条関係）

防犯灯設置・取替補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

自治会等名

代表者住所

氏名

年 月 日付け防 第 号で（変更）交付決定の通知があった事業について、防犯灯設置・取替補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 確定事業費	円
2 補助金交付決定額（A）	円
3 既受領額（B）	円
4 差引額（A－B）	円

（添付書類）

1. 電力会社へ提出する電気使用申込書の写し
2. 工事後の写真
3. 領収書
4. その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第8条関係）

防犯灯設置・取替補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付で実績報告のあった防犯灯設置・取替補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので、防犯灯設置・取替補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

補助金確定額 円

補助金確定額（A）	円
補助金交付済額（B）	円
差引額（A－B）	円

第7号様式（第9条関係）

請求書

【担当課：】

金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

内訳 _____

上記のとおり請求します。

年 月 日

防府市長 様

自治会等名

代表者住所

氏名

【口座振替依頼の方は、下記の枠内に記入してください。】

《 債権者コード 》					
振込先 金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協・信用組合				
	支店・支所・出張所				
口座番号・種別					1:普通 2:当座
口座名義 カタカナで 記入願います					

第8号様式（第10条関係）

防犯灯設置・取替補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

自治会等名
代表者住所
氏名

年 月 日付け防 第 号で（変更）交付決定の通知があった事業について、防犯灯設置・取替補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

なお、補助金の交付は、下記口座に振込をお願いします。

記

交付決定額 (A)	円
既受領額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A-B-C)	円

【口座振替依頼の方は、下記の枠内に記入してください。】

《 債権者コード 》							
振込先 金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座
口座名義 カタカナで 記入願います							

（添付書類）

- ・（振込先が代表者以外の名義の場合） 委任状

